

平成 20 年 1 月 21 日
厚生労働省

第 6 回基本計画部会における指摘事項について

○ 「医療介護統計の体系化」

1 国民医療費の推計方法等について【参考 1】

国民医療費の範囲は、当該年度内の医療機関等における傷病の治療に要する費用を推計したものである。

また、推計方法は、医療保障諸制度別による当該年度の給付額を求め、これに伴う患者の一部負担額と医療費の全額を患者が支払う全額自費を推計し算出したものである。

社会医療診療行為別調査は、国民医療費を年齢階級別及び傷病分類別に按分する際のデータの一つとして用いている。なお、デフレーターは作成していない。

データソースや推計方法について、概要は厚生労働省ホームページに、詳細は報告書に掲載しており、直近のデータとしては、2005 年（平成 17 年度）の概況を公表している。（<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-iryohi/05/index.html>）

2 社会医療診療行為別調査の抽出方法について【参考 2】

社会医療診療行為別調査は、社会保険診療報酬支払基金支部及び国民健康保険団体連合会において審査決定された、6 月審査分の政府管掌健康保険、組管掌健康保険、国民健康保険の一般医療及び老人医療の医科診療及び歯科診療の診療報酬明細書及び調剤報酬明細書（以下「明細書」という。）を調査の客体とし、抽出方法については、第 1 次抽出単位を保険医療機関及び保険薬局とし、第 2 次抽出単位を明細書とする層化無作為二段抽出法によって抽出された明細書を調査の客体としている。

結果は、厚生労働省ホームページ等において公表している。
（<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/26-18.html>）

3 医療経済実態調査の公表状況について

医療経済実態調査については、厚生労働省ホームページ等において公表している。

平成 17 年医療経済実態調査

医療機関等調査 <http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/65-17.html>

保険者調査 <http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/66-17.html>

平成 19 年医療経済実態調査の結果速報

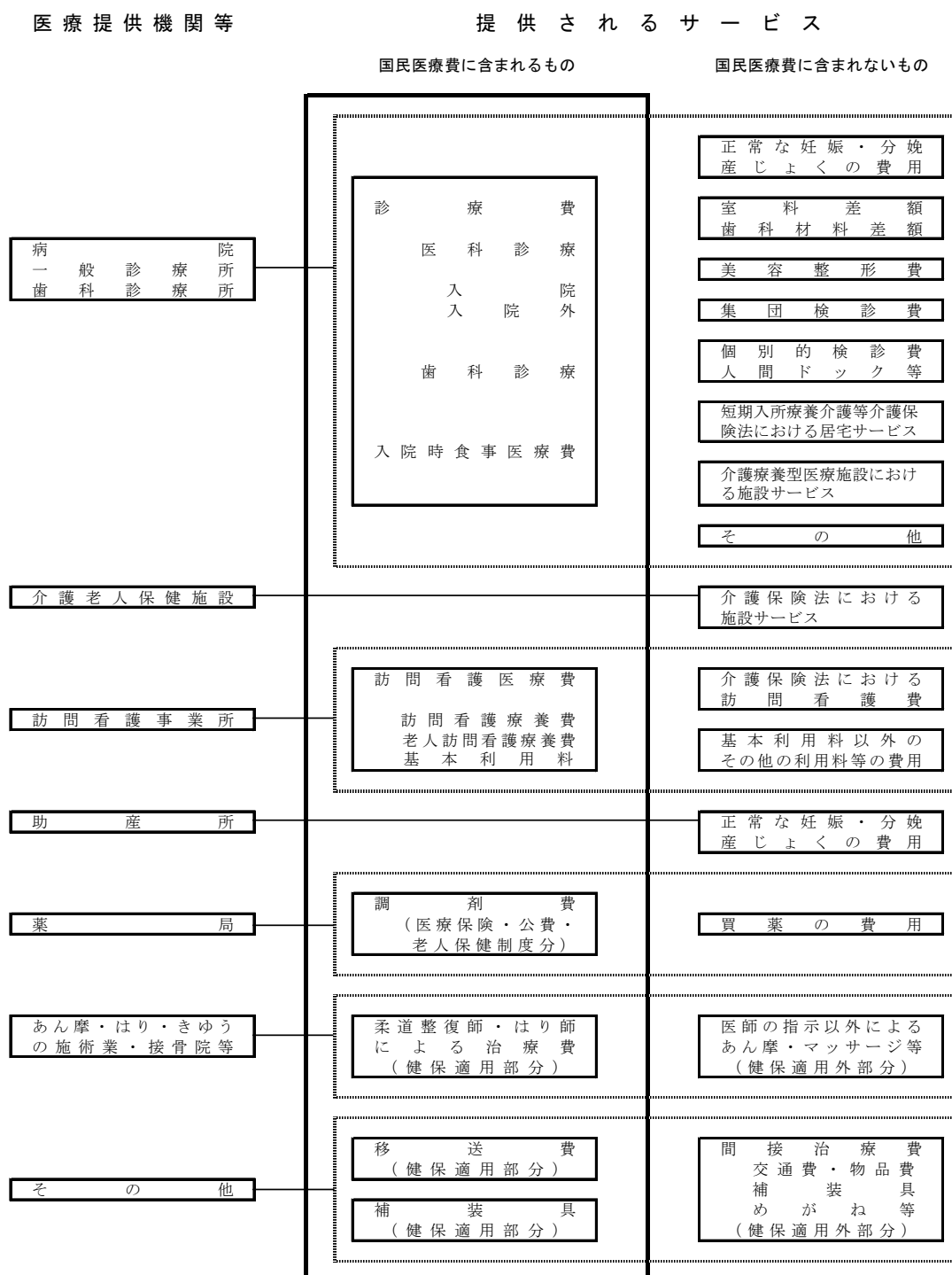
<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2007/10/s1031-3.html>

国民医療費の範囲と推計方法

1 国民医療費の範囲

「国民医療費」は、当該年度内の医療機関等における傷病の治療に要する費用を推計したものである。この額には診療費、調剤費、入院時食事療養費、訪問看護療養費のほか、健康保険等で支給される移送費等を含んでいる。

国民医療費の範囲を傷病の治療費に限っているため、(1)正常な妊娠や分娩等に要する費用、(2)健康の維持・増進を目的とした健康診断・予防接種等に要する費用、(3)固定した身体障害のために必要とする義眼や義肢等の費用は含んでいない。また、患者が負担する入院時室料差額分、歯科差額分等の費用は計上していない。



2 推計方法

平成17年度国民医療費は、医療保障諸制度別による平成17年4月～平成18年3月診療分に対する給付額を求め、これに伴う患者の一部負担額と、医療費の全額を患者が支払う全額自費を推計し、算出したものである。推計は、初めに制度区分別に国民医療費を算出し、これを基にして財源、診療種類、病院—一般診療所、年齢階級・傷病分類別に行った。

推計方法の概要は、次のとおりである。

推計方法の概要	主な参考資料
<p>1 制度区分</p> <p>(1) 公費負担医療給付分 担当する行政当局の決算額によっている。ただし、生活保護法（一部は決算額）、身体障害者福祉法、児童福祉法等は支払確定額を用いている。</p> <p>(2) 医療保険等給付分 ○医療保険は、各医療保険の「事業年報」、「事業報告」による。 ○その他（労災等）は、担当当局からの「事業年報決算額」による。</p> <p>(3) 老人保健給付分 「老人医療事業年報」等による。</p> <p>(4) 患者負担分 ○公費・保険又は老人保健の一部負担 公費負担医療のうち生活保護法は、「医療扶助実態調査」により本人の一部負担の割合を用いて推計し、患者負担としている。 被用者保険は法定給付額に一部負担率を乗じた額から、附加給付、高額療養費、保険優先公費負担分を除き、さらに、入院時食事療養に係る負担額を、入院時食事療養費の給付日数に1日当たり標準負担額を乗じて推計し、両者を合算している。 国民健康保険は、「国民健康保険事業年報」、老人保健制度分は、「老人医療事業年報」等による。 ○全額自費 傷病別の入院—入院外別推計患者数に傷病別1日当たり点数を乗じ、次いで1年間の総点数を算出し、全額自費分を推計している。</p>	<p>「基金年報」 「社会福祉行政業務報告」</p> <p>社会保険診療報酬支払基金 厚生労働省大臣官房統計情報部</p> <p>「事業年報」 「健康保険組合事業年報」 「国民健康保険事業年報」 「労働者災害補償保険事業年報」 「国家公務員災害補償統計」</p> <p>社会保険庁 厚生労働省保険局 厚生労働省保険局 厚生労働省労働基準局 人事院</p> <p>「老人医療事業年報」</p> <p>厚生労働省保険局</p> <p>「医療扶助実態調査」 「事業年報」 「国民健康保険事業年報」 「老人医療事業年報」</p> <p>厚生労働省社会・援護局 社会保険庁 厚生労働省保険局 厚生労働省保険局</p> <p>「患者調査」 「医療給付受給者状況調査報告」</p> <p>厚生労働省大臣官房統計情報部 社会保険庁</p>
<p>2 財 源</p> <p>(1) 公 費 次の①～③を加えたものである。 ①公費負担医療給付分 ②医療保険・労災等及び老人保健制度による医療給付に国及び地方の法定負担率を乗じて得た額 ③医療保険に対する定額国庫補助額</p>	<p>「事業年報」 「健康保険組合事業年報」 「国民健康保険事業年報」 「老人医療事業年報」</p> <p>社会保険庁 厚生労働省保険局 厚生労働省保険局 厚生労働省保険局</p>

推計方法の概要	主な参考資料
<p>(2) 保険料 国民医療費から公費と患者負担分等を除いたもの。 被用者保険、退職者医療及び老人保健制度は、各保険者別毎に保険料率の事業主と被保険者別の比を用いて按分している。 国民健康保険の保険料(税)は被保険者に含まれている。</p> <p>(3) その他 ①患者負担 制度区分別の患者負担分と同じ。 ②原因者負担 担当する行政当局の支払決定額を用いている。</p> <p>3 診療種類 主として制度区分別国民医療費推計の際に分けている。ただし、参考資料から直接得られない場合、たとえば、被用者保険の療養費の一部は、共済組合の療養費の入院－入院外別比率を用いて按分し、国民健康保険の給付費は費用額の入院－入院外別比率を用いて按分している。その他(労災等)は、入院－入院外別推計患者数に1日当たり点数を乗じて得た比率を用いて按分している。</p> <p>4 病院－一般診療所 入院－入院外別一般診療医療費に病院－一般診療所別診療点数割合を乗じて推計している。ただし、公費負担医療制度のうち結核予防法、精神保健福祉法は、病院－一般診療所推計患者数に1日当たり点数を乗じて割合を算出し、推計している。</p> <p>5 年齢階級・傷病分類 被用者保険、国民健康保険、生活保護法等の医療費を各参考資料の入院－入院外、年齢階級・傷病分類別構成割合に基づいて按分している。老人保健制度の大部分は各参考資料の70歳以上を用いて按分している。</p>	<p>「事業年報」 「国民健康保険事業年報」 「老人医療事業年報」 「患者調査」 「医療給付受給者状況調査報告」</p> <p>「医療機関別診療状況調」 「保険医療機関別診療報酬審査決定状況」 「患者調査」 「医療扶助実態調査」</p> <p>「医療給付受給者状況調査報告」 「国民健康保険医療給付実態調査報告」 「社会医療診療行為別調査報告」 「医療扶助実態調査」</p> <p>社会保険庁 厚生労働省保険局 厚生労働省保険局 厚生労働省大臣官房統計情報部 社会保険庁 社会保険診療報酬支払基金 国民健康保険中央会 厚生労働省大臣官房統計情報部 厚生労働省社会・援護局 社会保険庁 厚生労働省保険局 厚生労働省大臣官房統計情報部 厚生労働省社会・援護局</p>

社会医療診療行為別調査の概要

1 調査の目的

本調査は、政府管掌健康保険（以下「政管健保」という。）、組合管掌健康保険（以下「組合健保」という。）及び国民健康保険（以下「国保」という。）における医療の給付の受給者にかかる診療行為の内容、傷病の状況、薬剤の使用状況及び調剤行為の内容等を明らかにし、医療保険行政に必要な基礎資料を得ることを目的とした届出統計調査である。

2 調査の範囲

各都道府県の社会保険診療報酬支払基金支部（以下「支払基金支部」という。）及び国民健康保険団体連合会（以下「国保団体連合会」という。）において、審査決定された政管健保、組合健保及び国保の一般医療及び老人医療の医科診療及び歯科診療の診療報酬明細書及び調剤報酬明細書（以下「明細書」という。）を調査の対象とした。

3 調査の時期

平成 18 年 6 月審査分

4 調査の客体

- (1) 第 1 次抽出単位を保険医療機関及び保険薬局とし、第 2 次抽出単位を明細書とする層化無作為二段抽出法によって抽出された明細書を調査の客体とした。

第 1 次抽出単位の保険医療機関及び保険薬局は、保険医療機関については「医療施設基本ファイル」（平成 17 年 12 月 31 日現在）、保険薬局については「（保険）薬局マスター」（平成 17 年 11 月 30 日現在）をフレームとして抽出しており、その層化基準は、次のとおりである。

病 院	施設の種類（精神科病院・特定機能病院・DPC 対象病院・地域医療支援病院・療養病床を有する病院・一般病院・歯科単科病院）、併設歯科有無、病床数（歯科単科病院は除く。）、開設者（医育機関・国（独立行政法人及び国立大学法人を含む）・公的医療機関・社会保険関係団体・医療法人・個人・その他）別
一般診療所	病床数、主たる診療科目（内科・精神科又は神経科・小児科・外科・整形外科・皮膚科・泌尿器科・産婦人科・眼科・耳鼻いんこう科・その他（主として人工透析を行っている診療所を含む。）、地域（指定都市及び特別区・人口 10 万人以上の市・その他）別
歯科診療所	地域（指定都市及び特別区・人口 10 万人以上の市・その他）、歯科医師数別
保険薬局	明細書件数（1 月当たり 300 件未満・300 件以上）

- (2) 調査における第 1 次及び第 2 次の抽出率は、別記「抽出率表」（3 ～ 5 ページ）のとおりである。

5 調査の事項

診療報酬明細書 …… 年齢、傷病名、診療実日数、診療行為別点数・回数及び薬剤の使用状況
(薬品名・使用量等) 等

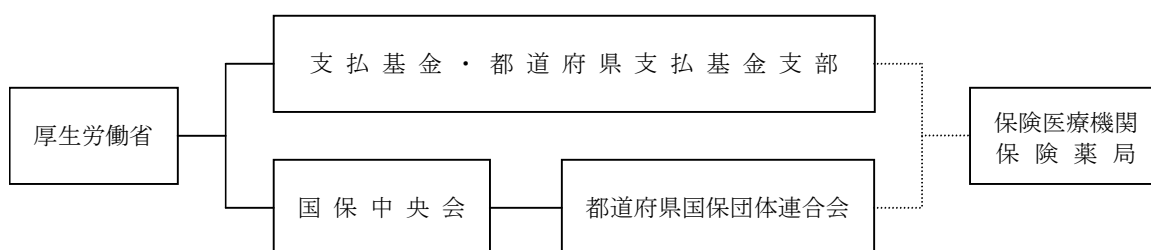
調剤報酬明細書 …… 年齢、処方せん受付回数、調剤行為別点数・回数及び薬剤の使用状況
(薬品名・使用量等) 等

6 調査の方法及び系統

(1) 調査の方法

支払基金支部及び国保団体連合会が、調査の対象となった保険医療機関及び保険薬局の明細書から別に定める抽出率により抽出を行い、その写しを厚生労働省大臣官房統計情報部に提出する方法により行った。

(2) 調査の系統



【別記】 抽出率表

1 診療報酬明細書

(1) 政府管掌健康保険

	一般・老人 医療共通 第1次抽出率 (医療機関) (A)	一 般		医 療		老 人		医 療				
		第2次抽出率(明細書) (B)		最 終 抽 出 率 (A) × (B)		第2次抽出率(明細書) (C)		最 終 抽 出 率 (A) × (C)				
		入 院	入院外	入 院	入院外	入 院	入院外	入 院	入院外			
医 科	病 院	精神科病院	1 / 3	1 / 10	1 / 20	1 / 30	1 / 60	1 / 2	1 / 1	1 / 6	1 / 3	
		特定機能病院	1 / 1	1 / 40	1 / 200	1 / 40	1 / 200	1 / 5	1 / 20	1 / 5	1 / 20	
		D P C 対象病院	1 / 1	1 / 80	1 / 400	1 / 80	1 / 400	1 / 5	1 / 30	1 / 5	1 / 30	
		地域医療支援病院	1 / 1	1 / 12	1 / 50	1 / 12	1 / 50	1 / 8	1 / 10	1 / 8	1 / 10	
		療養病床を有する病院	1 / 20	1 / 4	1 / 50	1 / 80	1 / 1000	1 / 8	1 / 5	1 / 160	1 / 100	
		一般病院	1 / 9	1 / 10	1 / 50	1 / 90	1 / 450	1 / 10	1 / 10	1 / 90	1 / 90	
		有 床 診 療 所	内科	1 / 5	1 / 1	1 / 20	1 / 5	1 / 100	1 / 1	1 / 5	1 / 5	1 / 25
			精神科又は神経科	1 / 1	1 / 1	1 / 10	1 / 1	1 / 10	1 / 1	1 / 3	1 / 1	1 / 3
			小児科	1 / 1	1 / 1	1 / 100	1 / 1	1 / 100	1 / 1	1 / 2	1 / 1	1 / 2
			外科	1 / 3	1 / 1	1 / 20	1 / 3	1 / 60	1 / 1	1 / 10	1 / 3	1 / 30
	整形外科		1 / 4	1 / 2	1 / 50	1 / 8	1 / 200	1 / 1	1 / 10	1 / 4	1 / 40	
	皮膚科		1 / 1	1 / 1	1 / 15	1 / 1	1 / 15	1 / 1	1 / 2	1 / 1	1 / 2	
	泌尿器科		1 / 1	1 / 1	1 / 10	1 / 1	1 / 10	1 / 1	1 / 2	1 / 1	1 / 2	
	産婦人科		1 / 4	1 / 3	1 / 100	1 / 12	1 / 400	1 / 1	1 / 1	1 / 4	1 / 4	
	眼科		1 / 2	1 / 1	1 / 150	1 / 2	1 / 300	1 / 1	1 / 20	1 / 2	1 / 40	
	耳鼻いんこう科 その他		1 / 1 1 / 1	1 / 1 1 / 1	1 / 100 1 / 20	1 / 1 1 / 1	1 / 100 1 / 20	1 / 1 1 / 1	1 / 10 1 / 2	1 / 1 1 / 1	1 / 10 1 / 2	
	無 床 診 療 所	内科	1 / 100		1 / 15		1 / 1500		1 / 3		1 / 300	
		精神科又は神経科	1 / 2		1 / 30		1 / 60		1 / 2		1 / 4	
		小児科	1 / 6		1 / 50		1 / 300		1 / 1		1 / 6	
		外科	1 / 8		1 / 10		1 / 80		1 / 5		1 / 40	
整形外科		1 / 16		1 / 50		1 / 800		1 / 10		1 / 160		
皮膚科		1 / 6		1 / 50		1 / 300		1 / 10		1 / 60		
泌尿器科		1 / 1		1 / 50		1 / 50		1 / 2		1 / 2		
産婦人科		1 / 2		1 / 30		1 / 60		1 / 1		1 / 2		
眼科		1 / 10		1 / 50		1 / 500		1 / 10		1 / 100		
耳鼻いんこう科 その他		1 / 20 1 / 1		1 / 60 1 / 20		1 / 1200 1 / 20		1 / 2 1 / 2		1 / 40 1 / 2		
歯 科 併 設	歯科診療所	1 / 100		1 / 10		1 / 1000		1 / 1		1 / 100		
	病 院	精神科病院	1 / 3	1 / 1	1 / 5	1 / 3	1 / 15	1 / 1	1 / 1	1 / 3	1 / 3	
		特定機能病院	1 / 1	1 / 1	1 / 30	1 / 1	1 / 30	1 / 1	1 / 2	1 / 1	1 / 2	
		D P C 対象病院	1 / 1	1 / 1	1 / 30	1 / 1	1 / 30	1 / 1	1 / 2	1 / 1	1 / 2	
		地域医療支援病院	1 / 1	1 / 1	1 / 30	1 / 1	1 / 30	1 / 1	1 / 2	1 / 1	1 / 2	
		療養病床を有する病院	1 / 20	1 / 1	1 / 30	1 / 20	1 / 600	1 / 1	1 / 2	1 / 20	1 / 40	
		一般病院	1 / 9	1 / 1	1 / 30	1 / 9	1 / 270	1 / 1	1 / 2	1 / 9	1 / 18	
		歯科単科病院	1 / 1	1 / 1	1 / 20	1 / 1	1 / 20	1 / 1	1 / 2	1 / 1	1 / 2	

(2) 組合管掌健康保険

		一般・老人 医療共通 第1次抽出率 (医療機関) (A)	一 般		医 療		老 人		医 療		
			第2次抽出率(明細書) (B)		最 終 抽 出 率 (A) × (B)		第2次抽出率(明細書) (C)		最 終 抽 出 率 (A) × (C)		
			入 院	入院外	入 院	入院外	入 院	入院外	入 院	入院外	
医 科	病 院										
	精神科病院	1 / 3	1 / 5	1 / 10	1 / 15	1 / 30	1 / 2	1 / 1	1 / 6	1 / 3	
	特定機能病院	1 / 1	1 / 20	1 / 150	1 / 20	1 / 150	1 / 3	1 / 10	1 / 3	1 / 10	
	D P C対象病院	1 / 1	1 / 40	1 / 300	1 / 40	1 / 300	1 / 3	1 / 30	1 / 3	1 / 30	
	地域医療支援病院	1 / 1	1 / 10	1 / 15	1 / 10	1 / 15	1 / 4	1 / 5	1 / 4	1 / 5	
	療養病床を有する病院	1 / 20	1 / 2	1 / 10	1 / 40	1 / 200	1 / 4	1 / 2	1 / 80	1 / 40	
	一般病院	1 / 9	1 / 8	1 / 30	1 / 72	1 / 270	1 / 4	1 / 10	1 / 36	1 / 90	
	有 床 診 療 所										
	内科	1 / 5	1 / 1	1 / 20	1 / 5	1 / 100	1 / 1	1 / 3	1 / 5	1 / 15	
	精神科又は神経科	1 / 1	1 / 1	1 / 20	1 / 1	1 / 20	1 / 1	1 / 2	1 / 1	1 / 2	
	小児科	1 / 1	1 / 1	1 / 40	1 / 1	1 / 40	1 / 1	1 / 2	1 / 1	1 / 2	
	外科	1 / 3	1 / 1	1 / 10	1 / 3	1 / 30	1 / 1	1 / 3	1 / 3	1 / 9	
	整形外科	1 / 4	1 / 1	1 / 20	1 / 4	1 / 80	1 / 1	1 / 4	1 / 4	1 / 16	
	皮膚科	1 / 1	1 / 1	1 / 10	1 / 1	1 / 10	1 / 1	1 / 1	1 / 1	1 / 1	
	泌尿器科	1 / 1	1 / 1	1 / 6	1 / 1	1 / 6	1 / 1	1 / 2	1 / 1	1 / 2	
	産婦人科	1 / 4	1 / 3	1 / 100	1 / 12	1 / 400	1 / 1	1 / 1	1 / 4	1 / 4	
	眼科	1 / 2	1 / 1	1 / 100	1 / 2	1 / 200	1 / 1	1 / 10	1 / 2	1 / 20	
	耳鼻いんこう科	1 / 1	1 / 1	1 / 50	1 / 1	1 / 50	1 / 1	1 / 4	1 / 1	1 / 4	
	その他	1 / 1	1 / 1	1 / 12	1 / 1	1 / 12	1 / 1	1 / 2	1 / 1	1 / 2	
	無 床 診 療 所										
内科	1 / 100		1 / 20		1 / 2000		1 / 3		1 / 300		
精神科又は神経科	1 / 2		1 / 30		1 / 60		1 / 1		1 / 2		
小児科	1 / 6		1 / 50		1 / 300		1 / 1		1 / 6		
外科	1 / 8		1 / 10		1 / 80		1 / 5		1 / 40		
整形外科	1 / 16		1 / 50		1 / 800		1 / 10		1 / 160		
皮膚科	1 / 6		1 / 50		1 / 300		1 / 5		1 / 30		
泌尿器科	1 / 1		1 / 50		1 / 50		1 / 1		1 / 1		
産婦人科	1 / 2		1 / 10		1 / 20		1 / 1		1 / 2		
眼科	1 / 10		1 / 50		1 / 500		1 / 5		1 / 50		
耳鼻いんこう科	1 / 20		1 / 50		1 / 1000		1 / 2		1 / 40		
その他	1 / 1		1 / 10		1 / 10		1 / 1		1 / 1		
歯 科	併 設										
	歯科診療所	1 / 100		1 / 10		1 / 1000		1 / 1		1 / 100	
	病 院										
	精神科病院	1 / 3	1 / 1	1 / 5	1 / 3	1 / 15	1 / 1	1 / 1	1 / 3	1 / 3	
	特定機能病院	1 / 1	1 / 1	1 / 30	1 / 1	1 / 30	1 / 1	1 / 2	1 / 1	1 / 2	
	D P C対象病院	1 / 1	1 / 1	1 / 30	1 / 1	1 / 30	1 / 1	1 / 2	1 / 1	1 / 2	
	地域医療支援病院	1 / 1	1 / 1	1 / 30	1 / 1	1 / 30	1 / 1	1 / 2	1 / 1	1 / 2	
	療養病床を有する病院	1 / 20	1 / 1	1 / 30	1 / 20	1 / 600	1 / 1	1 / 2	1 / 20	1 / 40	
一般病院	1 / 9	1 / 1	1 / 30	1 / 9	1 / 270	1 / 1	1 / 2	1 / 9	1 / 18		
歯科単科病院	1 / 1	1 / 1	1 / 20	1 / 1	1 / 20	1 / 1	1 / 1	1 / 1	1 / 1		

(3) 国民健康保険

		一般・老人 医療共通 第1次抽出率 (医療機関)	一 般		医 療		老 人		医 療		
			第2次抽出率(明細書) (B)		最 終 抽 出 率 (A) × (B)		第2次抽出率(明細書) (C)		最 終 抽 出 率 (A) × (C)		
			(A)	入 院	入院外	入 院	入院外	入 院	入院外	入 院	入院外
医 科	病 院										
	精神科病院	1 / 3	1 / 100	1 / 20	1 / 300	1 / 60	1 / 30	1 / 8	1 / 90	1 / 24	
	特定機能病院	1 / 1	1 / 40	1 / 200	1 / 40	1 / 200	1 / 40	1 / 150	1 / 40	1 / 150	
	D P C 対象病院	1 / 1	1 / 40	1 / 300	1 / 40	1 / 300	1 / 100	1 / 400	1 / 100	1 / 400	
	地域医療支援病院	1 / 1	1 / 20	1 / 60	1 / 20	1 / 60	1 / 20	1 / 50	1 / 20	1 / 50	
	療養病床を有する病院	1 / 20	1 / 4	1 / 30	1 / 80	1 / 600	1 / 20	1 / 20	1 / 400	1 / 400	
	一般病院	1 / 9	1 / 20	1 / 60	1 / 180	1 / 540	1 / 30	1 / 50	1 / 270	1 / 450	
	有 床 診 療 所										
	内科	1 / 5	1 / 1	1 / 20	1 / 5	1 / 100	1 / 1	1 / 40	1 / 5	1 / 200	
	精神科又は神経科	1 / 1	1 / 1	1 / 20	1 / 1	1 / 20	1 / 1	1 / 10	1 / 1	1 / 10	
	小児科	1 / 1	1 / 1	1 / 60	1 / 1	1 / 60	1 / 1	1 / 20	1 / 1	1 / 20	
	外科	1 / 3	1 / 1	1 / 30	1 / 3	1 / 90	1 / 2	1 / 40	1 / 6	1 / 120	
	整形外科	1 / 4	1 / 2	1 / 50	1 / 8	1 / 200	1 / 2	1 / 20	1 / 8	1 / 80	
	皮膚科	1 / 1	1 / 1	1 / 12	1 / 1	1 / 12	1 / 1	1 / 10	1 / 1	1 / 10	
	泌尿器科	1 / 1	1 / 1	1 / 20	1 / 1	1 / 20	1 / 1	1 / 20	1 / 1	1 / 20	
	産婦人科	1 / 4	1 / 2	1 / 100	1 / 8	1 / 400	1 / 1	1 / 5	1 / 4	1 / 20	
	眼科	1 / 2	1 / 1	1 / 150	1 / 2	1 / 300	1 / 5	1 / 200	1 / 10	1 / 400	
	耳鼻いんこう科	1 / 1	1 / 1	1 / 45	1 / 1	1 / 45	1 / 1	1 / 60	1 / 1	1 / 60	
	その他	1 / 1	1 / 1	1 / 30	1 / 1	1 / 30	1 / 1	1 / 20	1 / 1	1 / 20	
	無 床 診 療 所										
	内科	1 / 100		1 / 30		1 / 3000		1 / 15		1 / 1500	
	精神科又は神経科	1 / 2		1 / 30		1 / 60		1 / 10		1 / 20	
	小児科	1 / 6		1 / 50		1 / 300		1 / 5		1 / 30	
	外科	1 / 8		1 / 10		1 / 80		1 / 20		1 / 160	
	整形外科	1 / 16		1 / 60		1 / 960		1 / 50		1 / 800	
	皮膚科	1 / 6		1 / 60		1 / 360		1 / 50		1 / 300	
泌尿器科	1 / 1		1 / 50		1 / 50		1 / 50		1 / 50		
産婦人科	1 / 2		1 / 40		1 / 80		1 / 10		1 / 20		
眼科	1 / 10		1 / 60		1 / 600		1 / 50		1 / 500		
耳鼻いんこう科	1 / 20		1 / 30		1 / 600		1 / 10		1 / 200		
その他	1 / 1		1 / 30		1 / 30		1 / 30		1 / 30		
歯 科	併 設										
	歯科診療所	1 / 100		1 / 10		1 / 1000		1 / 10		1 / 1000	
	精神科病院	1 / 3	1 / 1	1 / 10	1 / 3	1 / 30	1 / 1	1 / 1	1 / 3	1 / 3	
	特定機能病院	1 / 1	1 / 1	1 / 30	1 / 1	1 / 30	1 / 1	1 / 5	1 / 1	1 / 5	
	D P C 対象病院	1 / 1	1 / 1	1 / 30	1 / 1	1 / 30	1 / 1	1 / 5	1 / 1	1 / 5	
	地域医療支援病院	1 / 1	1 / 1	1 / 30	1 / 1	1 / 30	1 / 1	1 / 5	1 / 1	1 / 5	
	療養病床を有する病院	1 / 20	1 / 1	1 / 30	1 / 20	1 / 600	1 / 1	1 / 5	1 / 20	1 / 100	
	一般病院	1 / 9	1 / 1	1 / 30	1 / 9	1 / 270	1 / 1	1 / 5	1 / 9	1 / 45	
	歯科単科病院	1 / 1	1 / 1	1 / 30	1 / 1	1 / 30	1 / 1	1 / 5	1 / 1	1 / 5	

2 調剤報酬明細書

(政府管掌健康保険・組合管掌健康保険・国民健康保険共通)

明細書件数	一般・老人医療共通 第1次抽出率 保 険 薬 局 (A)	一 般 医 療		老 人 医 療	
		第2次抽出率 (明細書) (B)	最 終 抽 出 率 (A) × (B)	第2次抽出率 (明細書) (C)	最 終 抽 出 率 (A) × (C)
		300件/月以上	1 / 8	1 / 80	1 / 640
300件/月未満	1 / 70	1 / 30	1 / 2100	1 / 10	1 / 700